

飲食店感染予防環境整備支援事業費補助金実施要領

(通則)

第1条 飲食店感染予防環境整備支援事業費補助金の実施については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）及び秋田県産業労働部商業貿易課関係補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 この事業は、新型コロナウイルス感染症の感染予防のための環境整備に取り組む県内の飲食店を支援することにより、県内飲食店の事業の継続及び魅力向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、「小規模企業者」とは、「中小企業基本法」（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する者をいう。

(補助対象事業者)

第4条 補助金の対象となる事業者は、次に掲げる全ての事項に該当するものとする。

- (1) 県内に主たる拠点を有する飲食業を営む事業者であること。
- (2) 小規模企業者であること。
- (3) 事業計画における活動拠点が県内であること。
- (4) 次の欠格事項に該当していないこと。
 - ア 国税又は地方税の滞納があるもの。ただし課税庁が認めた納入計画を立てているものを除く。
 - イ 秋田県又は公的金融機関（以下「債権者」という。）からの融資（間接融資を含む）等を受けている場合、その債務の履行を怠り又は滞っているもの。ただし、債権者が認めた返済計画があるものを除く。
 - ウ 事業者及びその役員が、暴力団等の反社会的勢力であるもの。また、反社会的勢力と関係を有しているもの。

(補助対象施設)

第5条 補助金の対象となる施設は、県内に所在し、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可を受けて営業を行っている施設又は同法の許可を受け営業を行うことが予定されている施設とする。

2 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）（以下「風営法」という。）で規制の対象となる業種の施設は対象外とする。ただし、別表1に掲げるもの（以下「風俗営業飲食店」という。）はこの限りでない。

(補助対象事業等)

第6条 補助金の対象となる事業は、次に掲げる全ての事項に該当する事業とし、補助対象経費、

補助率、補助限度額及び補助対象期間は別表2のとおりとする。

- (1) 応募する事業は、飛沫感染防止、接触感染予防及び換気による新型コロナウイルス感染症の感染予防に係る設備導入、施設改修、備品購入等であること。
- (2) 応募する事業が、国又は県の他の補助金等の採択を受けていないこと。

(応募方法等)

第7条 本補助金に応募する者は、知事が別に定める期間内に、様式第1号から第3号（以下「応募書」という。）を知事に提出するものとする。

2 応募書の提出先は商業貿易課とする。

(応募書の審査等)

第8条 前条により応募された事業の採択は、別に定める審査委員会により審査を行い、知事が決定する。

- 2 採択の決定に際し、知事は、計画の一部の修正を命じ、又は条件を付すことができる。
- 3 第1項による審査の結果は、審査終了後、速やかに書面により通知する。

(採択の取消し)

第9条 知事は、前条第1項により採択を決定した者（以下「採択者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、採択を取り消すことができる。

- (1) 様式第2号に基づく事業を確実に実施することができないと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により採択されたとき。

(補助金の交付申請)

第10条 採択者は、第8条第3項の通知を受けた後、知事が定める日までに交付要綱第2条に定める補助金等交付申請書を提出するものとする。

- 2 交付要綱第2条第2項第1号に定める事業実施計画書及び同項第2号に定める収支予算書は、様式第2号とする。
- 3 交付要綱第4条第1項に定める交付の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、原則として、同項の交付の決定の通知を受けた日以後に補助事業に着手するものとする。ただし、事業の効果的な実施を図るうえで、緊急やむを得ない事情により交付決定前に着手する必要があり、当該事業について事業の内容が的確である場合には、応募書の提出と併せて、交付要綱第5条第1項に定める交付決定前着手届を知事に提出したのちに着手することができるものとする。

(実績報告等)

第11条 交付要綱第7条第2項第1号に定める事業実績書は様式第4号によるものとする。

2 交付要綱第7条第2項第3号に定める書類は、別表3に掲げるものとする。

(補助金の経理等)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る経理等について、常にその収支を明確にした証拠書類を

整理し、かつ、これらの書類を最後の交付決定があった日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第13条 知事は、交付要綱第10条の承認をする場合に、当該財産を取得するために支出した経費の中で、当該財産に係る補助金の額の占める比率を乗じて得た額を上限として、納付（補助金の返還）を補助事業者に対して命ずることができる。納付額に関しては、下記のとおりとする。

- (1) 補助事業者が財産の処分による収入金があったとき、当該収入金又は当該財産の残余価格のいずれか高い額に対して当該財産に係る補助金の額の占める比率を乗じて得た額を上限とする。
- (2) 補助事業者が財産処分による収入金がないときは、当該財産の残余価格に対して当該財産に係る補助金の額の占める比率を乗じて得た額を上限とする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

1	風営法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する料理店
2	風営法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する社交飲食店
3	風営法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する低照度飲食店
4	風営法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する区画席飲食店
5	風営法第 2 条第 1 項に規定する特定遊興飲食店営業

別表 2（第 6 条関係）

	内容
補助対象経費	建物付属設備（空気清浄機能付エアコン、個室整備（仕切り設置）、抗ウイルス・抗菌機能のある壁紙や床材、自動水栓、オート開閉式便座等）
	機械装置、工具・器具及び備品（セルフオーダーシステム、サーモグラフィカメラ、セルフレジ、自動券売機、キャッシュレス端末、二酸化炭素計測器、抗ウイルス空気清浄機、オゾン・次亜塩素水生成噴霧装置等）
	消耗品（3 万円未満の物品（消耗品）のうち、非接触型体温計、卓上用アクリルパーテーション等店舗に設置するもので、感染予防に有効であると見込まれるもの。ただし、マスク、フェイスシールド、消毒用アルコール等の消耗品は対象外）
	修繕費（建物付属設備、機械装置、工具・器具及び備品等の改修費）
	その他知事が必要かつ適当と認めるもの
	【留意事項】 建物付属設備、機械装置、工具・器具及び備品等の更新及び修繕は、従来の性能を上回る場合に限る。
	補助率
補助限度額	下限 10 万円～上限 30 万円 (複数店舗を有する場合は上限 60 万円)
補助対象期間	交付決定の日から令和 4 年 2 月 28 日まで (ただし、交付決定前着手届を提出した場合は、当該届出のあった日から令和 4 年 2 月 28 日まで)

別表 3（第 11 条関係）

①	見積書又は仕様等が確認できる書類
②	請求書又は請求額が確認できる書類
③	銀行振込の利用明細又は領収書
④	その他、債務の発生事実及び支払いにあたって作成又は取得した一切の書類